

(素案)

交野市子ども・子育て支援事業計画

— 子どもの貧困対策編 —



未来ある子どもたちを
皆で支える仕組み作り



平成29年7月

交野市

【目次】

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定について	3
2. 貧困の定義	5
第2章 交野市の子どもを取り巻く状況と課題	
1. 子どもの生活実態調査結果の概要	8
2. 結果の概要（抜粋）	
①世帯収入	10
②困窮度別に見た、経済的な理由による経験	11
③困窮度別に見た就学援助費の受給状況	12
④困窮度別に見た児童扶養手当の受給状況	12
⑤困窮度別に見た、初めて親となった年齢	13
⑥初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴	13
⑦困窮度別に見た、朝食の頻度	14
⑧朝食摂食度別に見た、学習理解度	14
⑨困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人	15
⑩困窮度別に見た、放課後に過ごす場所	16
3. 実態調査から見えてきた課題の整理	17
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 計画の基本的な考え方	20
2. 理念から施策の方向性の関連イメージ	21
3. 施策の体系	22
第4章 施策の展開	
施策の体系に基づいた具体的な取組み	
1. 子どもの「生きる力」の養成支援（教育の支援）	26
2. 子どもの孤立解消に向けた支援（生活の支援（子））	27
3. 保護者が安心して生活するための支援（生活の支援（保護者））	29
4. 就労に向けた包括的な支援（就労の支援）	30
5. 公的な経済支援へのつなぎに向けた取組み（経済的支援）	31
第5章 推進体制	
子どもの貧困対策推進体制	34



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定について

1. 計画策定の背景

平成25年に実施された国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成24年時点の日本の子どもの貧困率は16.3%となり過去最高を更新しています。こうした子どもの厳しい状況などを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成26年1月に施行され、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が策定されました。大綱では、「子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく、必要な施策が実施されるよう配慮する。」としています。

こうした国の動きを踏まえ、大阪府では、平成27年3月に法に基づく都道府県計画を「大阪府子ども総合計画」の事業計画の1つとして策定され、その中で子どもの貧困対策の方向性を、「子どもに視点を置いた切れ目ない支援を実施」、「子どもにもっと身近な社会である家庭を支援し、社会全体で子どもの貧困に対応」として示されました。

交野市においても、法や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、その基本的な考え方及び具体的な取り組みを示した計画について、交野市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、法や大綱等の趣旨を踏まえつつ、交野市として目指すまちづくり像を実現するための「第4次交野市総合計画」をはじめ、教育の支援や生活の支援等に関連する分野別計画との整合性を配慮したものとします。

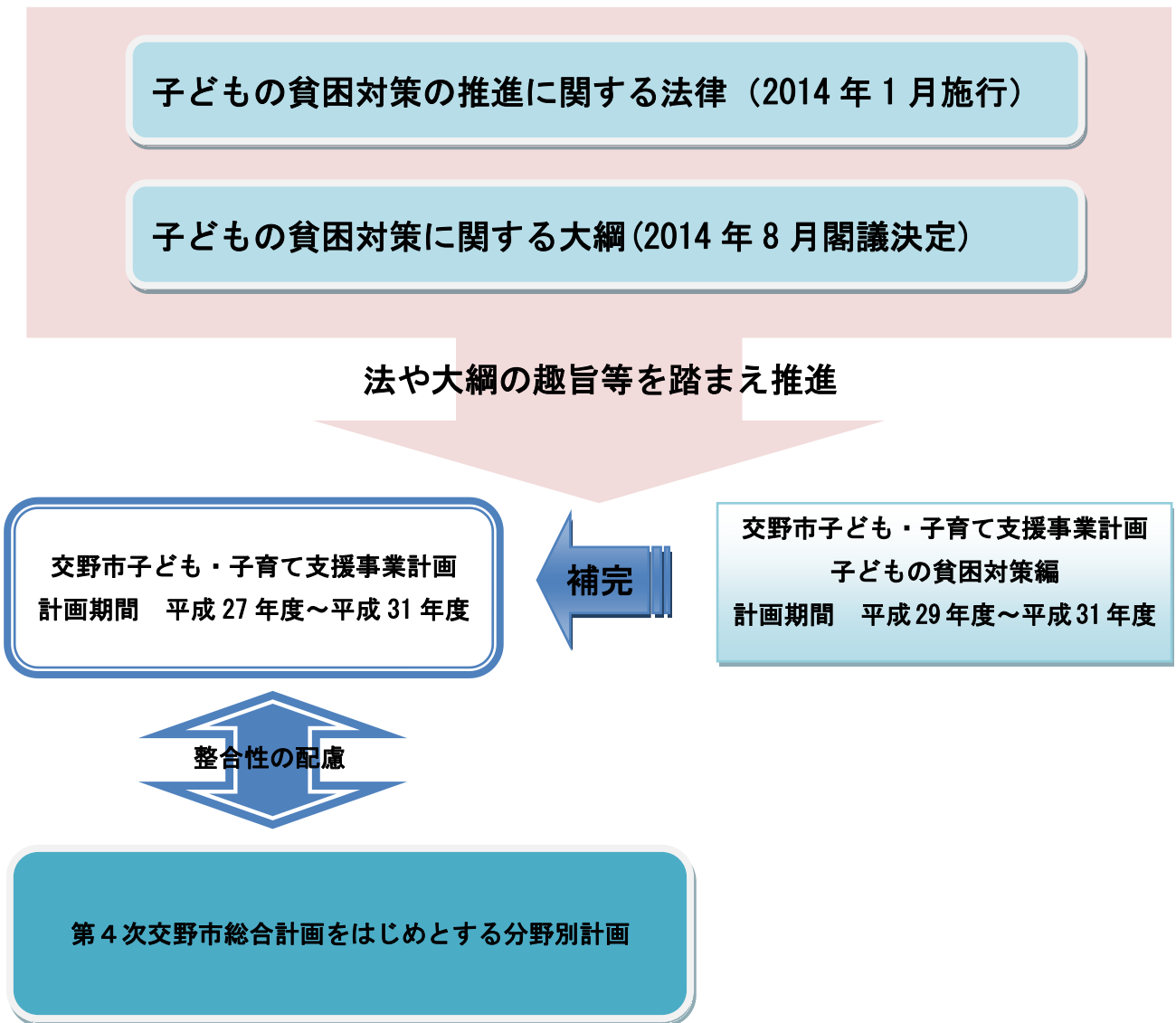


図 法や大綱、更には総合計画をはじめとする他計画等との位置付け

3. 方針並びに計画の対象

法第2条において、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。」と基本理念が掲げられており、経済的な困窮下にある子どもに対して支援を行うだけでなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すものと規定されています。

このことから、本計画における対象は、現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭だけでなく、保護者に疾病・障がいがある家庭やひとり親家庭等で、将来、経済的困窮状態になる恐れの高い子どもとその家庭等も対象とします。なお、子どもとは原則として、18未満の者をいいます。

2 貧困の定義

1. 「絶対的貧困」と「相対的貧困」

貧困には、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二種類の定義があります。2つの違いは次の通りです。

①「絶対的貧困」

生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことを指す。諸外国でいう、ストリートチルドレンがこれに該当する。

⇒一定の基準により把握されることが容易。日本では、生活保護制度が確立しているため、路上生活者を除き、絶対的貧困は存在しないといわれている。

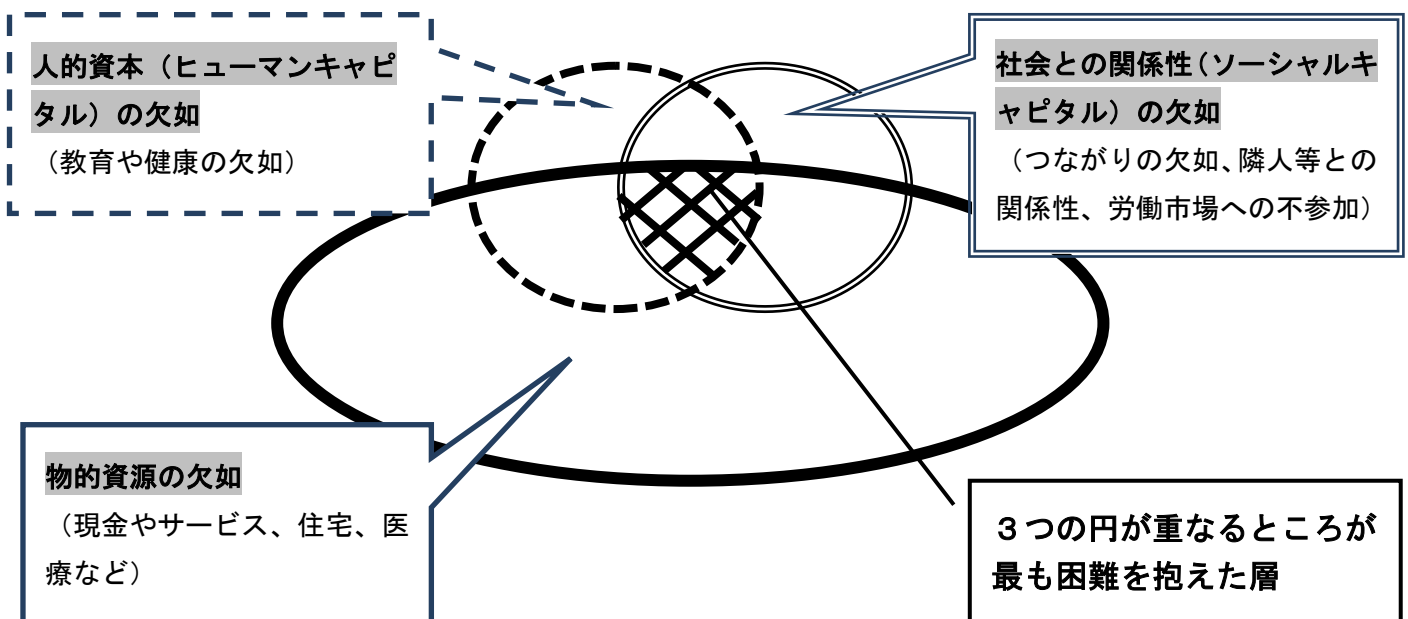
②「相対的貧困」

その地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない状態のことを指す。

この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断されることから、「貧困」の基準が、その人が生きている国、地域、時代等によって、変化する。まさに「見えない貧困」と言われるゆえんがここにある。

2. 貧困の基本的な枠組み

貧困は、現金や住宅といった「物質的な欠如」だけではなく、教育や健康といった人的資本（ヒューマンキャピタル）の欠如や、地域や学校といった社会とのつながり、関係性（ソーシャルキャピタル）の欠如があげられます。これら3要素を解消する対策が貧困対策となりますが、特に3つの要素が重なる部分が最も困難を抱えた層となり喫緊の対応が求められます。



3. 子どもの貧困率

平成 24 年に厚生労働省が行った国民生活基礎調査によると、日本における子どもの貧困率は、16.3%になっています。これまでも若干の増減を繰り返しながら増加傾向にあり、相対的貧困率（16.1%）を上回る状況にあります。こうした実態を受け、国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、この子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの高等学校の進学率等の指標を設定し、その改善に取り組むこととされています。

本計画第 2 章における子どもの生活実態調査では相対的貧困率を基に、世帯の困窮度を示しています。

※ 「相対的貧困率」とは・・・

OECD（経済協力開発機構）では、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除して調整した等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯の割合。平成 24 年の貧困線は 122 万円になります。

「子どもの貧困率」とは

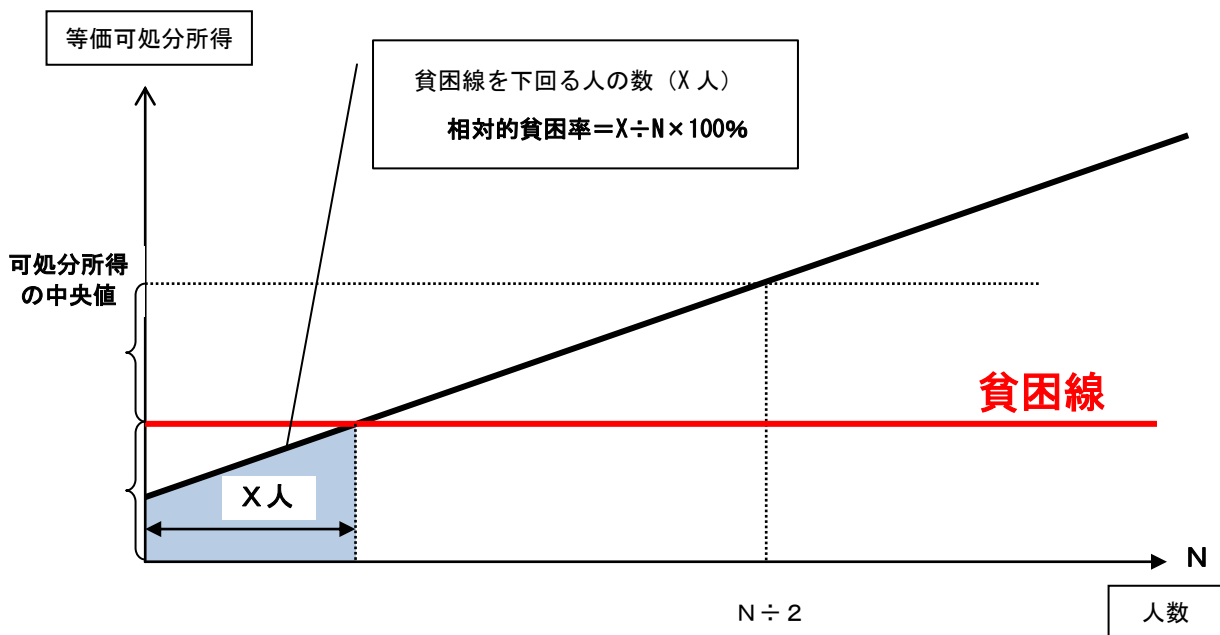
18 歳未満の子どもの総数に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

参 考

☆貧困線と相対的貧困の考え方

下のグラフは、等価可処分所得と人数の関係を示したものです。

等価可処分所得の中央値の 2 分の 1 を「貧困線」といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人・世帯を「相対的貧困」とします。





第2章

交野市の子どもを取り巻く状況と課題

1 子どもの生活実態調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

交野市では、子どもたちが積極的に自分の生き方を選択し、自立できるよう様々な取組みを実施しています。このたび、子どもや子育てに関する支援策を更に充実させ、効果的な取組みを推進するため、大阪府と共同で、小学5年生及び中学2年生の児童・生徒とその保護者並びに就学前児童（5歳児）の保護者を対象に調査を実施しました。

参考：この調査は、交野市以外にも府内12市町（大阪市、豊中市、枚方市、吹田市、八尾市、泉佐野市、柏原市、門真市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、能勢町）で実施されました。
なお、残りの30市町村については大阪府が網羅する形で調査を実施しました。

(2) 交野市における調査対象者

☆小学校5年生とその保護者（697世帯）

☆中学校2年生とその保護者（794世帯）

☆公立・私立の幼稚園・保育園、小規模園、認定こども園の5歳児の保護者（619世帯）

※5歳児の保護者に対する調査は、交野市独自で実施しました。

(3) 調査実施日

交野市：平成28年8月下旬～平成28年9月20日

参考（共同実施した大阪府及び府内12市町：平成28年6月27日～平成28年9月30日）

(4) 調査における配布・回収率(数)

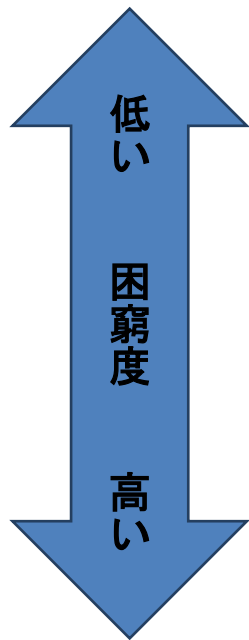
	回収率 (%)	回収数	配布数
小学5年生	78.0	544	697
小学5年生の保護者	78.0	544	697
中学2年生	64.0	508	794
中学2年生の保護者	64.1	509	794
小学5年生・中学2年生合計 (A)	70.6	1,052	1,491
小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計 (B)	70.6	1,053	1,491
5歳児の保護者 (C)	75.6	468	619
計 (A+B+C)	71.5	2,573	3,601

(5) 等価可処分所得と困窮度

一般的に、世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方を表す方法として「等価可処分所得^{※1}」があります。今回、実施いたしました実態調査より、保護者から回答のあった世帯所得を基に、交野市における「等価可処分所得」を試算し、以下の表のとおり「困窮度」の考え方をまとめました。

※1 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の違いにより調整した所得を言う。世帯人員が少ない方が生活コストは割高になることを考慮し、単純に「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とするのではなく、世帯人員数の平方根で除して、調整したもの。

困窮度の考え方 子どもの生活実態調査結果をもとに交野市のデータを用いて、困窮度の考え方を示します。



	等価可処分所得最大値	
中央値以上		50.8%
	等価可処分所得中央値	
困窮度Ⅲ	(実態調査では 274 万円) のライン	30.9%
	等価可処分所得中央値の 60%	
困窮度Ⅱ	(実態調査では 164 万円) のライン	7.8%
	等価可処分所得中央値の 50%	
	貧困線	
困窮度Ⅰ	(実態調査では 137 万円) のライン	10.6%
	等価可処分所得最小値	

回答割合の合計値は、項目ごとに四捨五入で表記しているため、100%にはなりません。

大阪府内との比較

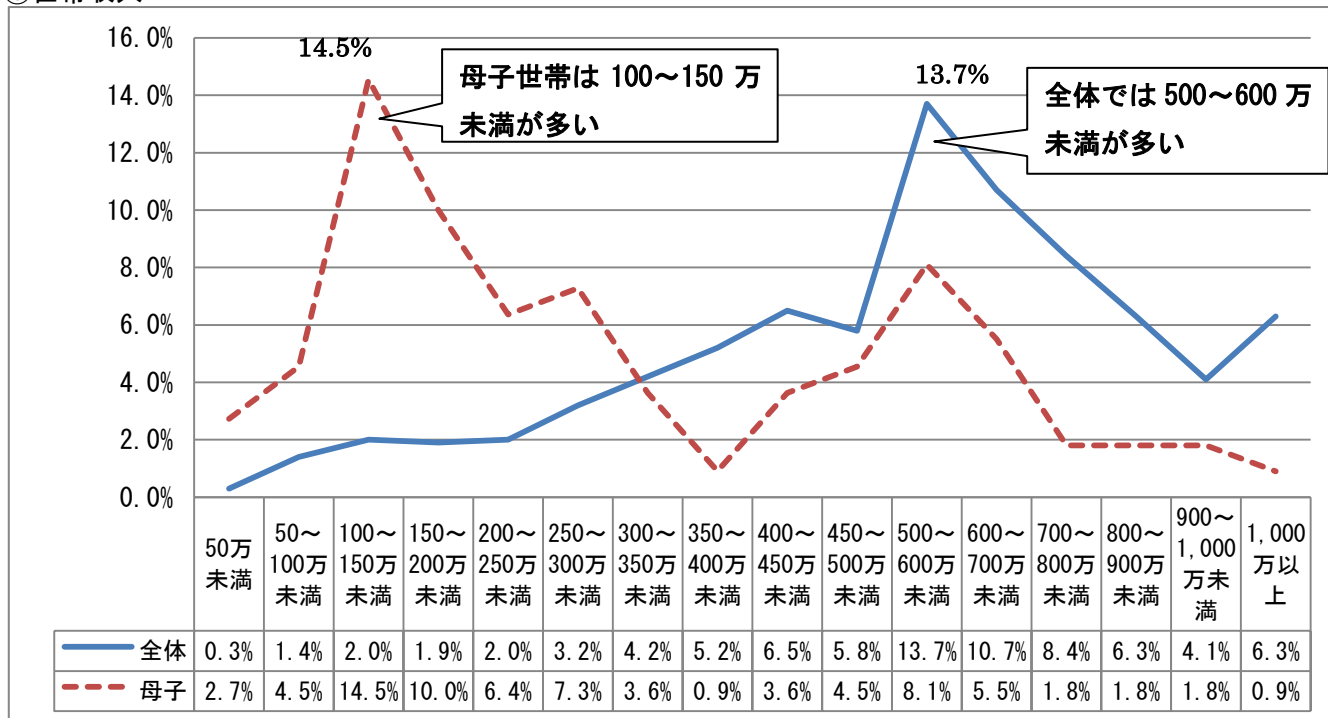
カテゴリー	等価可処分所得の中央値	相対的貧困率
交野市	274 万円	10.6%
大阪府下 30 市町村 [※]	274 万円	12.4%
大阪府内全市町村 (43 市町村)	255 万円	14.9%

※大阪府下 30 市町村 ⇒ 大阪府と共同実施をした 13 市町を除く

2 結果の概要（抜粋）

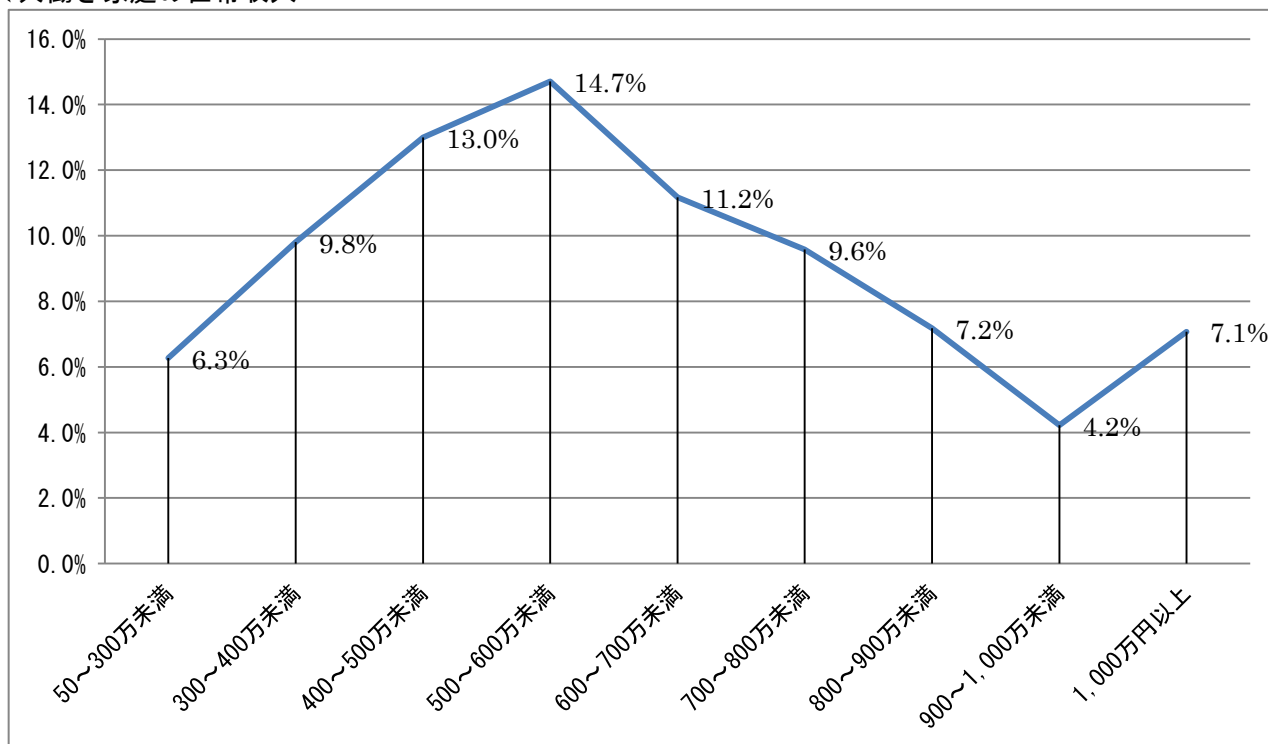
【保護者の経済状況】

①世帯収入

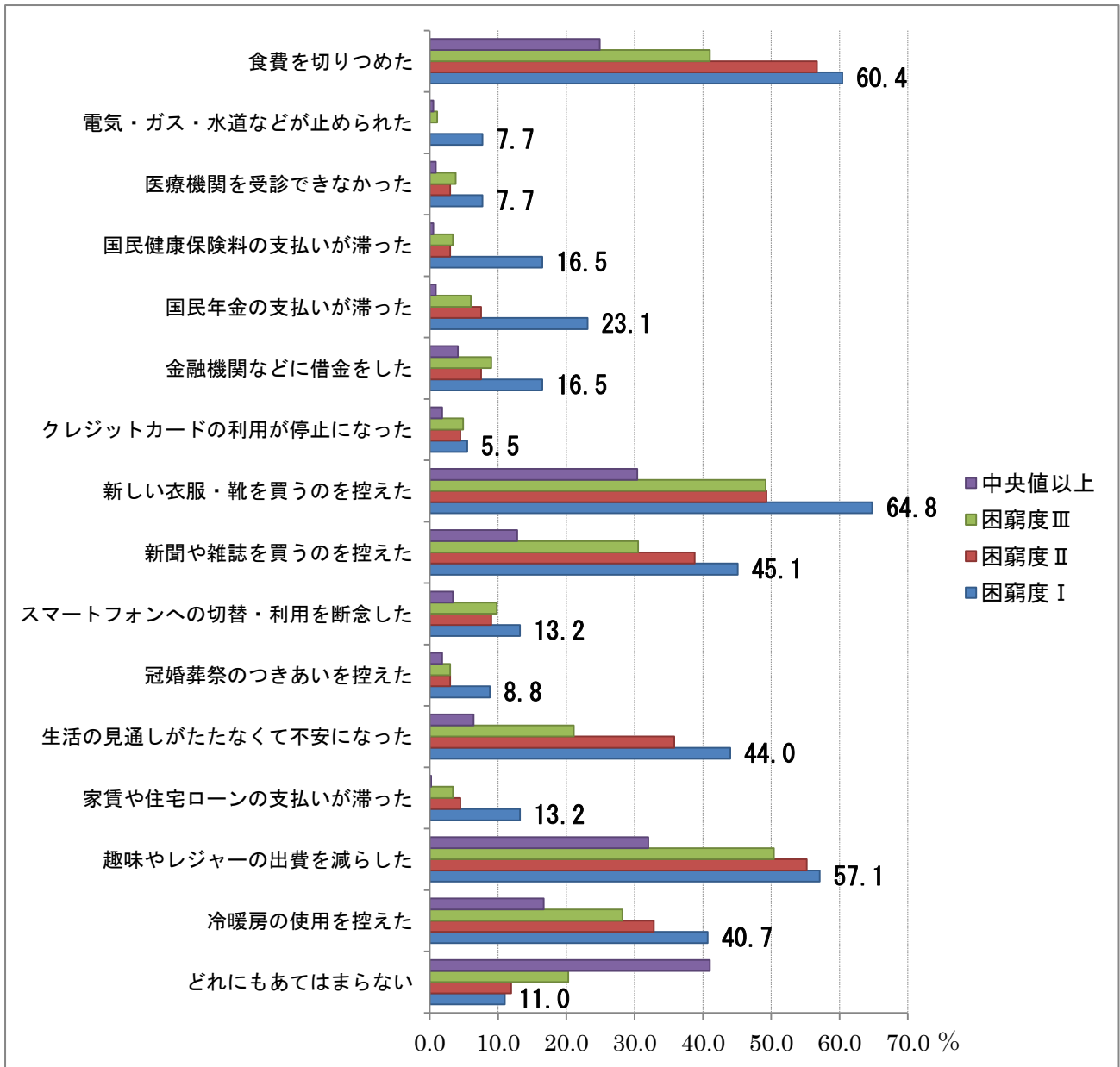


※同じひとり親世帯として父子世帯に関しては、標本が少なく数値がいびつに表れているため省略

☆共働き家庭の世帯収入



②困窮度別に見た、経済的な理由による経験（保護者票問7関係）

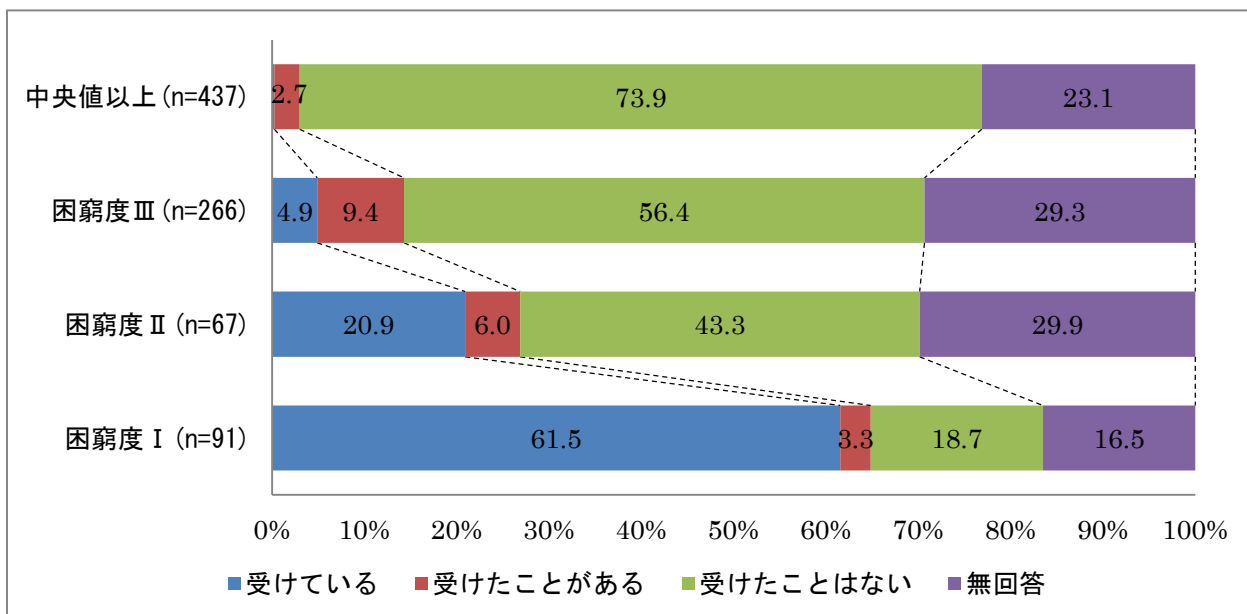


	食費を切りつめた	電気・ガス・水道などが止められた	医療機関を受診できなかった	国民健康保険料の支払いが滞った	国民年金の支払いが滞った	金融機関などに借金をした	クレジットカードの利用が停止になった	新しい衣服・靴を買うのを控えた	新聞や雑誌を買うのを控えた	スマートフォンへの切替・利用を断念した	冠婚葬祭のつきあいを控えた	生活の見通しがたたなくて不安になった	家賃や住宅ローンの支払いが滞った	趣味やレジャーの出費を減らした	冷暖房の使用を控えた	どれにもあてはまらない
中央値以上 (n=437)	24.9	0.5	0.9	0.5	0.9	4.1	1.8	30.4	12.8	3.4	1.8	6.4	0.2	32.0	16.7	41.0
困窮度Ⅲ (n=266)	41.0	1.1	3.8	3.4	6.0	9.0	4.9	49.2	30.5	9.8	3.0	21.1	3.4	50.4	28.2	20.3
困窮度Ⅱ (n=67)	56.7	0.0	3.0	3.0	7.5	7.5	4.5	49.3	38.8	9.0	3.0	35.8	4.5	55.2	32.8	11.9
困窮度Ⅰ (n=91)	60.4	7.7	7.7	16.5	23.1	16.5	5.5	64.8	45.1	13.2	8.8	44.0	13.2	57.1	40.7	11.0

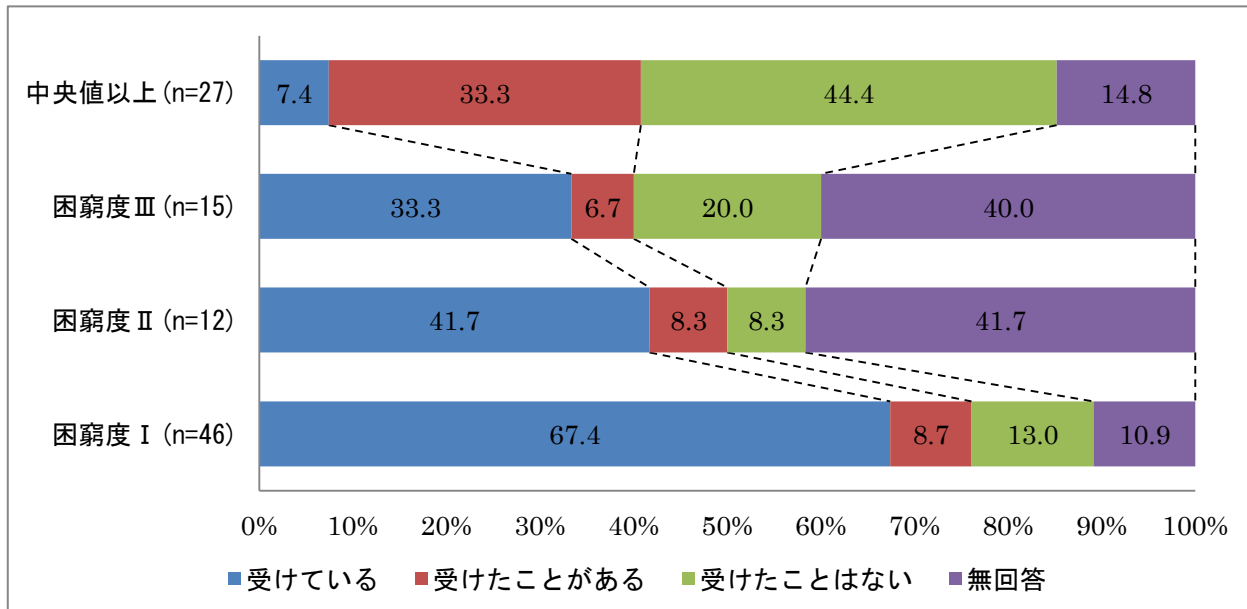
困窮度の高い世帯ほど、経済的な理由で「食費を切りつめた」、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」など、日常生活に直結する「できなかったこと」の割合が高い。また、電気・ガス・水道などが止められたり、医療機関が受診できていない世帯もわずかではあるが、いる。

【公的制度の受給状況】

③ 困窮度別に見た就学援助費の受給状況（保護者票問 27-3-2）



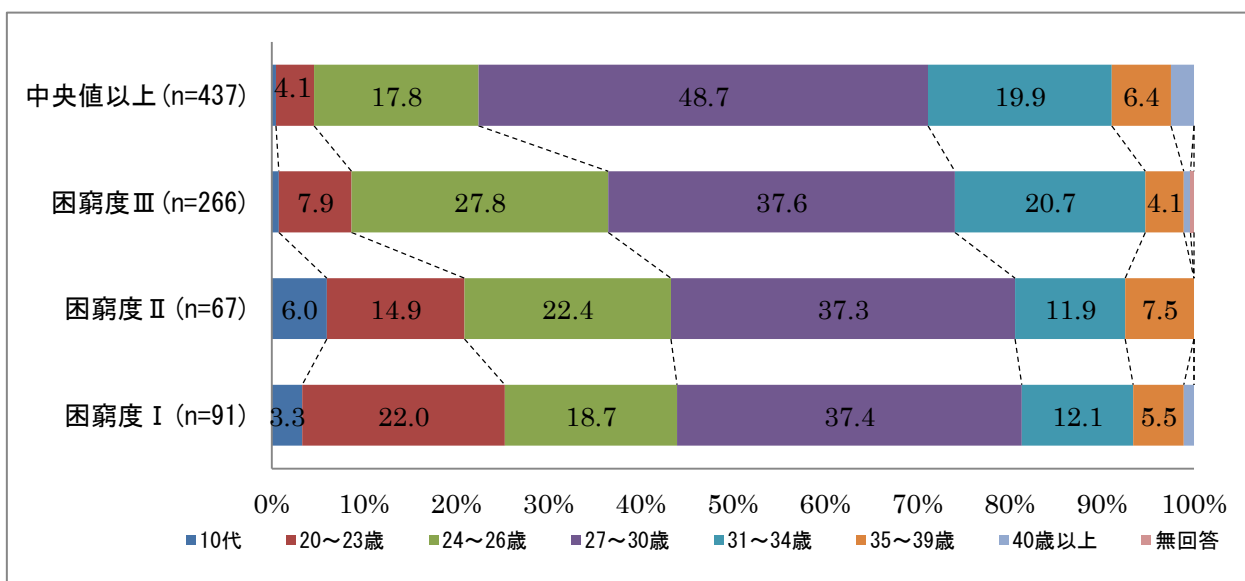
④ 困窮度別に見た児童扶養手当の受給状況（ひとり親）



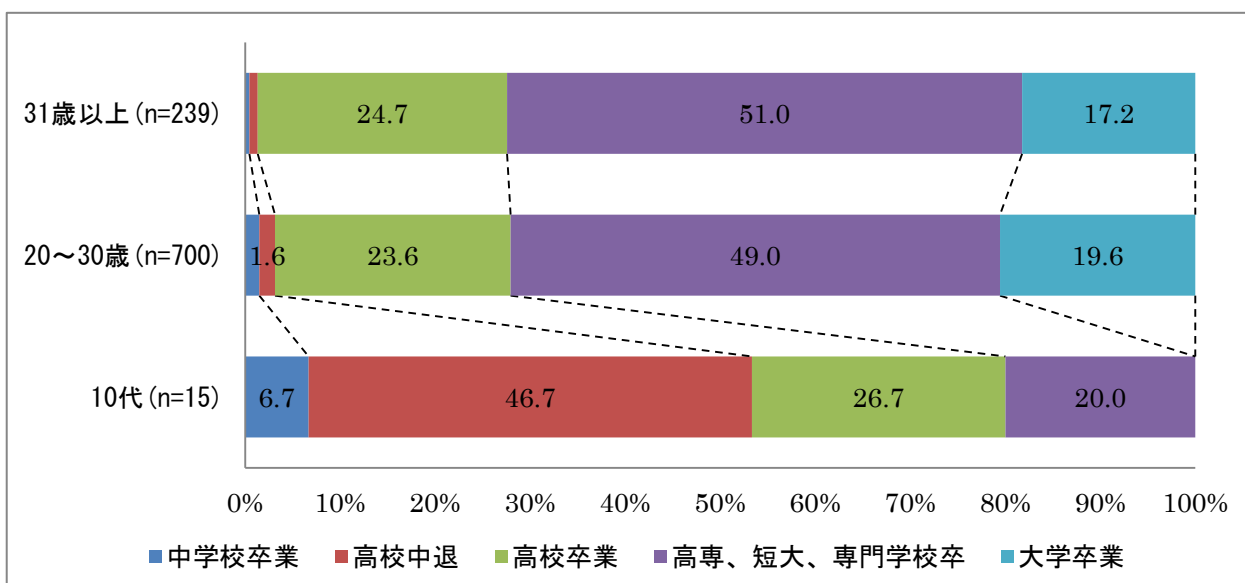
困窮度の高い世帯ほど、就学援助費など公的な経済支援制度の受給率は高くなっている。制度上の対象外世帯もあると考えられるが、困窮世帯で受けたことがないという回答もいる。

【保護者の生活状況】

⑤ 困窮度別に見た、初めて親となった年齢（保護者票問 19）



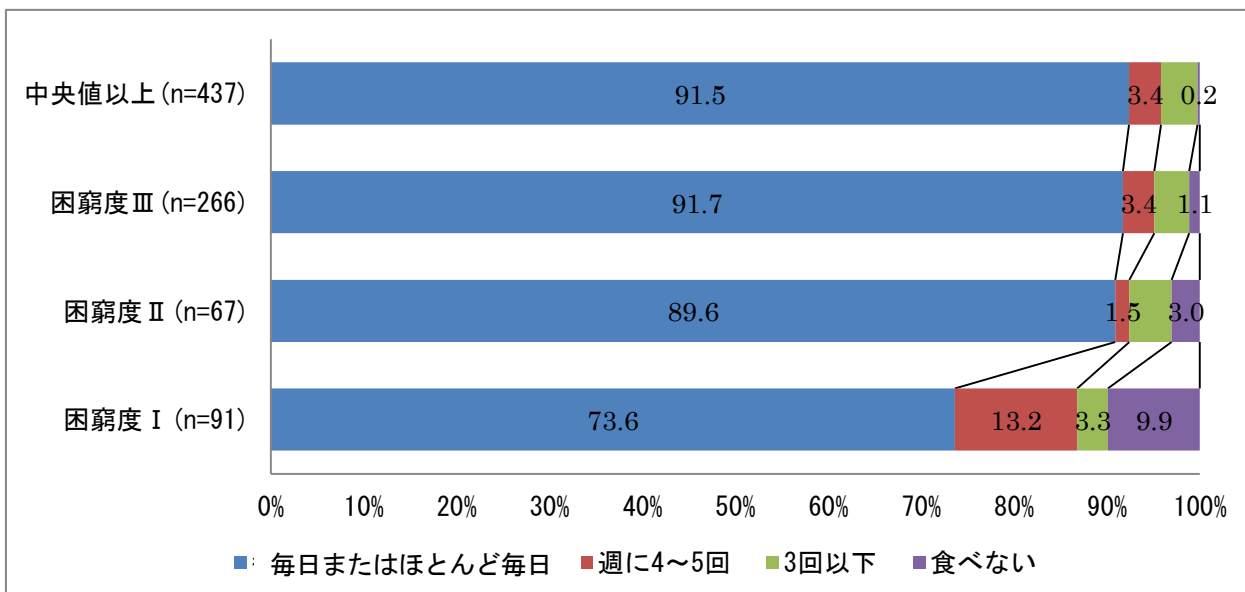
⑥ 初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴（保護者票問 19×保護者票問 8）



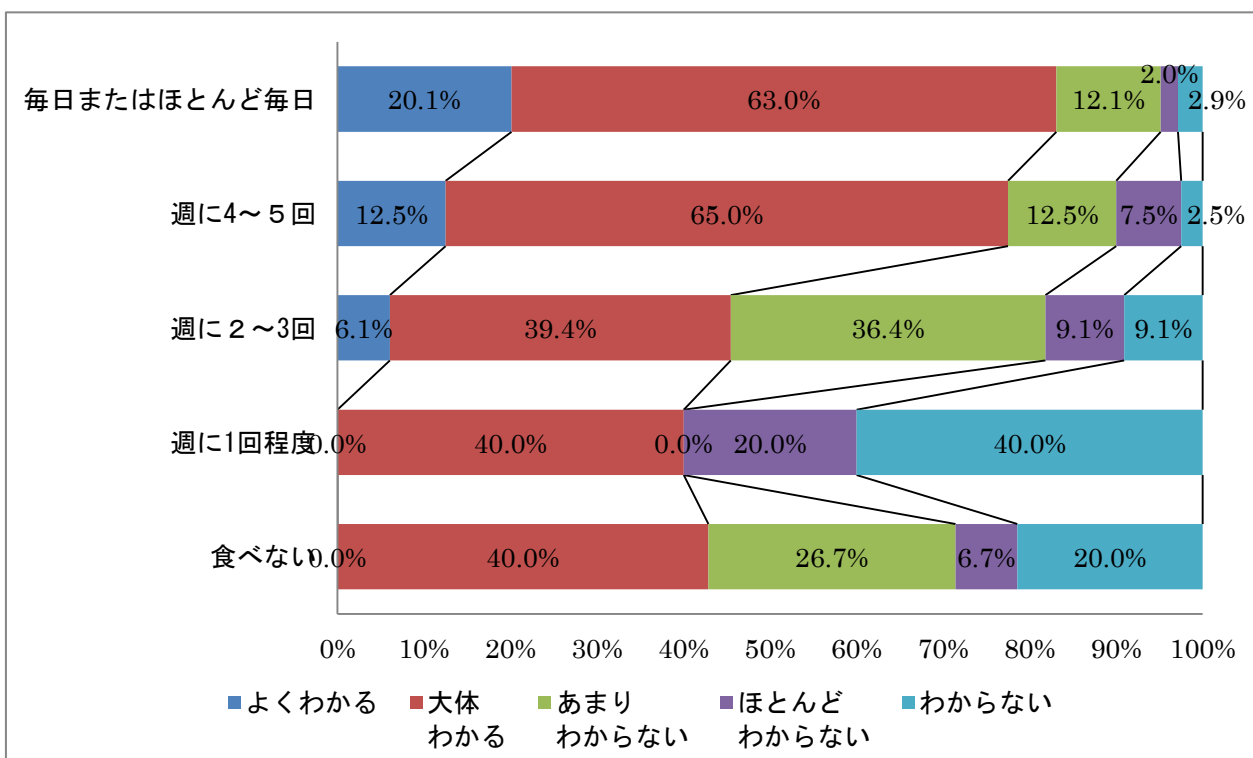
困窮度の高い世帯の保護者ほど、10代～20代前半の割合が高く、10代では、最終学歴が中学卒、又は高校中退となる保護者が半数を占めている。

【子どもの朝食摂食頻度と学習の理解度】

⑦困窮度別に見た、朝食の頻度（子ども票問5-1）



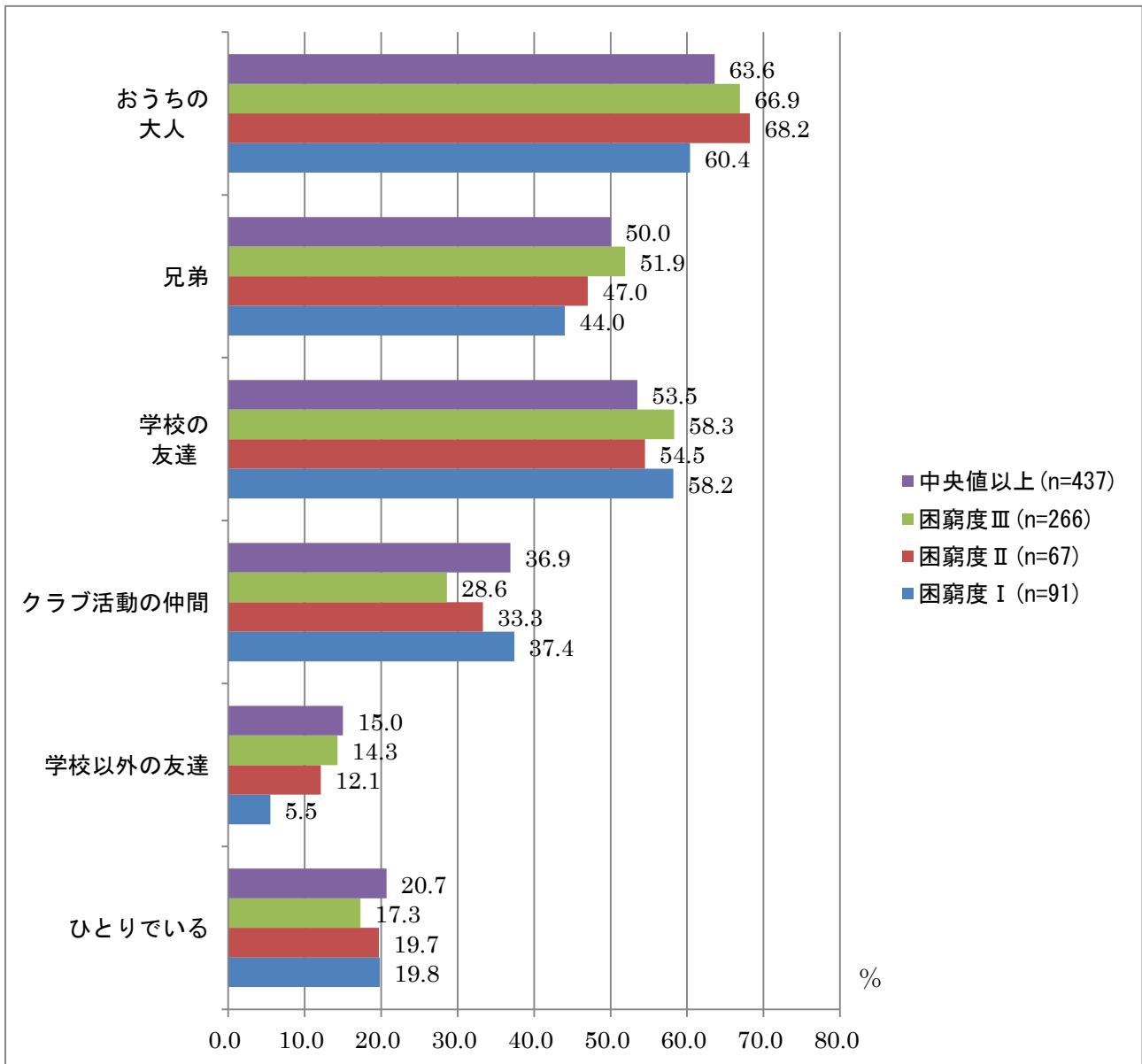
⑧朝食摂食度別に見た、学習理解度（子ども票問5×子ども票問15）



困窮度が高い家庭ほど、朝食摂取率は低くなる。一般的に朝食の摂取率は学習理解度と相関関係にあるものの1つといわれているが、本調査においても、朝食摂取率の低い家庭（困窮度が高い家庭）ほど学習理解度も低くなっている。

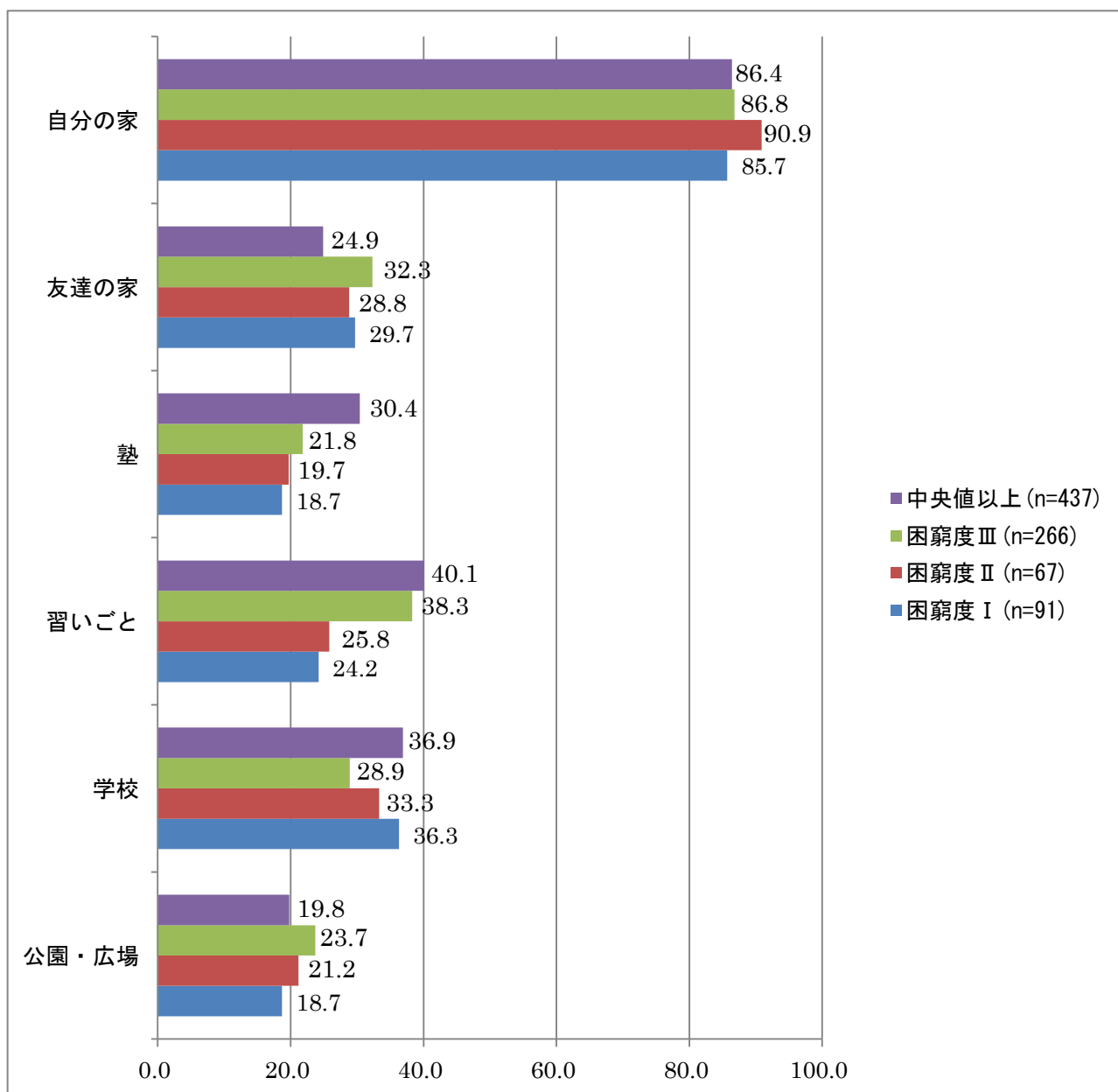
【子どもの放課後の過ごし方】

⑨困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人（子ども票問 12）



	おうちの大人	兄弟	学校の友達	クラブ活動の仲間	学校以外の友達	ひとりである
中央値以上 (n=437)	63.6	50.0	53.5	36.9	15.0	20.7
困窮度Ⅲ (n=266)	66.9	51.9	58.3	28.6	14.3	17.3
困窮度Ⅱ (n=67)	68.2	47.0	54.5	33.3	12.1	19.7
困窮度Ⅰ (n=91)	60.4	44.0	58.2	37.4	5.5	19.8

⑩困窮度別に見た、放課後に過ごす場所（子ども票問 13）



	自分の家	友達の家	塾	習いごと	学校	公園・広場
中央値以上 (n=437)	86.4	24.9	30.4	40.1	36.9	19.8
困窮度Ⅲ (n=266)	86.8	32.3	21.8	38.3	28.9	23.7
困窮度Ⅱ (n=67)	90.9	28.8	19.7	25.8	33.3	21.2
困窮度Ⅰ (n=91)	85.7	29.7	18.7	24.2	36.3	18.7

困窮度に関わらず、放課後ひとりで過ごす子どもが2割弱いる。また、過ごす場所としても、自宅や友達の家などがある中で、2割弱が公園や広場を挙げている。

3 実態調査から見えてきた課題の整理

【経済状況から見えてきた課題】


困窮度別クロス集計において、経済的な理由による経験（保護者票問7）を見ると、困窮度Ⅰの群では、「電気・ガス・水道などが止められた」が7.7%となり、府下平均よりも0.4ポイント高くなっています。特に、「生活の見通しがたたくて不安になったことがある」は中央値以上の層では6.4%にとどまっていますが、困窮度Ⅰの群では44.0%と格差が生じており、この数値は府下平均と比較しても、0.1ポイント高くなっています。こうした世帯の経済状況は、子どもの生活にも連動することが調査結果からも明らかになっており、学習面も余暇活動においても世帯の経済事情によりそれが阻まれている現状にあります。



生活格差を埋めるための施策が求められる


【家庭状況から見えてきた課題】

社会保障給付の利用状況を見ると、困窮度が高まるにつれて、その利用率は上がっているものの、たとえば就学援助費の利用率は困窮度Ⅰの群では61.5%に、また、困窮度Ⅱの群では20.8%に留まっています。同じく、児童扶養手当の利用率に関しては、困窮度Ⅰの群では「受けたことがない」との回答が13.0%となっています。これらは一部制度上の対象外世帯はあるものの、府下平均と比較してもやや下回り、制度活用に繋がっていないものと思われる。



困窮層が確実に制度利用につながる仕組み作りが求められる


初めて親になった年齢と困窮度の関係性を見ると、困窮度が高まるにつれて、10代及び20～23歳の割合が高まっている。これは府下平均と比較しても差が生じているものではありませんが、初めて親になった年齢と最終学歴との関係性では、初めて親になった年齢が10代で、最終学歴が高校中退の割合は、46.7%と府下平均を大きく上回る結果になっています。



若年出産者に対する産前産後のケアだけでなく、子育て支援、学びなおし、就労支援が求められる

【家庭生活・学習状況から見えてきた課題】

夕食摂取の頻度は約 99%となり、高い数値を表わしていますが、その一方、朝食摂取の頻度は、中央値以上から困窮度Ⅱの群までは概ね 90%を超えているものの、困窮度Ⅰの群では、73.6%に留まり、26.4%が「毎日またはほとんど毎日」朝食を取っていないこととなります。また、困窮度が高まるにつれて、勉強時間も短くなり、それが結果として学習理解度につながっていく。つまり、生活習慣が確立していない子どもの方が、勉強時間を取らなくなり、学習理解度の低下に繋がります。



生活習慣を整えるための施策が求められる

困窮度別に子どもが放課後を過ごす場所では、困窮度が高まるにつれて「塾」「習いごと」に行くことができていることが明らかになり、結果として「ひとりである」ことに繋がっています。「ひとりである」ことは、家族や親類以外の様々な大人と接する機会の喪失となり、様々な経験の格差にもなります。



居場所づくりのための施策が求められる

参 考

☆ひとり親世帯、困窮世帯を対象とした手当、給付金などの支援制度（抜粋）

事業	概要
生活保護制度	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で包括的、個別的な支援を行い、早期の経済的自立を図る制度。
生活福祉金貸付制度	低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸付を行う制度。
児童手当	家庭等の生活安定、児童の健全育成のための給付制度（中学校終了まで）。
児童扶養手当	児童の福祉増進を目的にひとり親家庭の養育者への給付制度（18歳未満まで）。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等に対し、必要かつ償還可能な範囲内で、子どもの修学や親自身の就労の際に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金を貸し付けるもの。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、子どもの貧困にかかる効果的な施策を推進するためのものであり、「交野市子ども・子育て支援事業計画」の中に「子どもの貧困にかかる取組み」として組み込まれるものです。そのため、本計画における基本理念は、「交野市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられる理念を準拠するものとします。

—交野市子ども・子育て支援事業計画に掲げられる基本理念—

子どもいっぱい 元気な “かたの”

～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ） ～

☆基本視点

本計画では、子どもの健やかな成長と子どもを産み育てやすい環境づくりを様々な施策において展開をしています。この度、子どもの貧困にかかる法の創設や大綱が策定されたことを受け、改めて、そうした法や大綱の趣旨、市の分野別計画の課題と方向性等を踏まえた上で、次の6つの視点に留意し、貧困対策を推進します。

☆視点1 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、子どもを中心として、子どもの成長過程に即した切れ目ない総合的な支援を図ること

☆視点2 子どもの貧困対策を講じる上では、学校をプラットフォームと位置付け、教育・福祉・健康等分野との連携を充実させた中で施策展開を図っていくこと

☆視点3 貧困の解消だけでなく、貧困の状況に陥る可能性の解消にも目を向け、支援する仕組みを構築すること

☆視点4 特に支援を必要とする子どもや家庭に対しては、重点的な施策展開を図ること

☆視点5 子どもの貧困関連施策は福祉だけではなく、教育など分野が多岐にわたることから、部局横断的な連携はもとより、関係機関等地域全体で推進すること

☆視点6 貧困施策は他自治体との横並びの施策展開も必要であるが、分析結果も加味し独自の施策展開も推進すること

2 理念から施策の方向性の相関イメージ

基本理念

子どもいっぱい 元気な “かたの”

基本理念の実現

交野市子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本目標

【基本目標1】

すべての子育て家庭を支える まちづくり ⇒ 親の支援

【基本目標2】

子どもの育ちを支える まちづくり ⇒ 子の支援

【基本目標3】

地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かな まちづくり ⇒ 地域等との連

6つの基本視点

実態調査から
見えてきた
施策の方向性

施策の体系

教育の支援

生活の支援
(子)

生活の支援
(保護者)

就労の支援

経済的支援

具体的施策

3 施策の体系

子どもの貧困にかかる施策としては、実態調査の結果を踏まえつつ、その基本的な方向性として、よりきめ細やかな対応を目指しながら、大綱に掲げる4つの支援の柱（教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援）に沿って、次の5つの施策を展開します。

1. 子どもの「生きる力」の育成支援（教育の支援）

家庭の事情等に左右されることなく、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、しっかりと教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばした中で、それぞれが抱く夢に挑戦し、実現することが、子どもたち一人一人の人生を豊かなものとするだけでなく、まちの成長・発展につながります。

こうした考えのもと、教育に係る支援では、以下のような取組みを実施いたします。

- ①少人数指導や教職員等の指導体制の充実などきめ細やかな指導を推進するとともに、放課後学習などの学習支援にも積極的に取組み、学力保障を推進します。
- ②奨学金制度や就学援助事業といった法に定められた経済的支援をはじめ、独自の経済的支援を実施するなど教育費負担の軽減を図ります。
- ③「学校」という場を介して、貧困など困難を抱える児童・生徒を、それぞれの家庭に寄り添った形で適切な支援に導く仕組みや体制を構築します。
- ④質の高い幼児教育の保障は、貧困を防ぐ有効な手立ての1つとして考えられていることから、幼児教育を受ける低所得者等への負担軽減や学びの連続性に向けた幼保小中の連携等に努めます。

2. 子どもの孤立解消に向けた支援（生活の支援（子））

貧困の状況にある子どもは、とかく社会的孤立になり、必要な支援が受けられず、それが結果として一層困難な状況に陥ることが危惧されます。また、「貧困による孤立」だけでなく、実情として親の就業等により、放課後や学校の長期休暇の間、一人で過ごす子どもがいることも社会的に大きな問題となっています。

こうした実態を踏まえ、子どもたちがあらゆる意味において孤立することなく、健やかに生活できるよう、居場所の確保といったハード的な側面からだけでなく、相談体制の確立やつながりといったソフト面からの支援にも取り組めます。

3. 保護者が安心して生活するための支援（生活の支援（保護者））

家庭における育児や家事、精神面・身体面の健康管理など子育てに悩みはつきものです。しかし、多くの保護者が相談相手を見つけられず、誰にも悩みを打ち明けることなく、一人で抱え込み、不安に陥るケースが考えられます。

そうした実態を踏まえ、福祉関係機関との連携を行いながら、相談体制の充実やネットワークの構築に努めた上で、不安や悩みを抱える保護者、特に妊娠期から出産・育児期の保護者に対して切れ目なく支援します。

4. 就労に向けた包括的な支援（就労の支援）

就労には「親の視点」だけでなく「子の視点」の2つの視点からの支援が求められます。

まず、子の視点として、労働の価値や意味を伝えながら、特に親の支援のない子どもや高校中退者等の就労支援を実施し、自らの環境改善に向けた取組みを進めます。

また、親の視点として、保護者の就労は家庭の生活基盤の安定を図るうえで、とても重要なことであり、それが結果として、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切ることにもつながります。

しかし、その一方で核家族化が進む中、家庭で家族がゆとりをもって接する時間も大切です。

交野市では、就労支援と家族の時間のバランスも考慮しながら、貧困連鎖を断ち切る直接的な施策ともいえる保護者の就労支援についても、積極的な施策展開を行います。

なお、就労施策を展開する上で、保護者が安心して働くためには、保育の整備も必要となります。通常の保育だけでなく、病気の児童にも保育・看護の目を向け、多様な保育の整備に努めます。

5. 公的な経済支援へのつなぎに向けた取組み（経済的支援）

経済的支援は、世帯の生活の基礎を下支えするものとして、大変重要な位置づけにあります。

そうしたことから、既に実施している公的な経済的支援への確実なつなぎを実施するとともに、他市横並びの施策だけでなく、地域性を鑑みながら、独自の経済的支援の確保に努めます。

参 考 子どもの貧困に関する指標

国が関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、大綱において設定された国の指標と、その指標に対する府・市の指標。

指 標	国	大阪府	交野市	
				担当課
①生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	91.1%	95.6%	88.2%	生活福祉課
②生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.9%	5.4%	4.4%	
③生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	31.7%	40.1%	80%	
④生活保護世帯に属する子供の就職率（中学校卒業後）	2.0%	2.3%	0%	
⑤生活保護世帯に属する子供の就職率（高等学校等卒業後）	43.6%	39.8%	20%	
⑥児童養護施設の子供の進学率（中学校卒業後）	97.2%	96.4%	-	
⑦児童養護施設の子供の就職率（中学校卒業後）	1.3%	3.6%	-	
⑧児童養護施設の子供の進学率（高等学校卒業後）	22.6%	33.9%	-	
⑨児童養護施設の子供の就職率（高等学校卒業後）	70.9%	61.3%	-	
⑩ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	72.3%	-	-	
⑪ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後）	93.9%	-	-	指導課
⑫ひとり親家庭の子供の就職率（中学校卒業後）	0.8%	-	-	
⑬ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	41.6%	-	-	
⑭ひとり親家庭の子供の就職率（高等学校卒業後）	33.0%	-	-	
⑮スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人	全ての市町村に配置	1人	指導課
⑯スクールカウンセラーの配置率（小学校）	49.2%	各小学校からの要請を受け、中学校配置のスクールカウンセラーが相談を受ける体制はある		
⑰スクールカウンセラーの配置率（中学校）	85.9%	100%	100%	
⑱就学援助制度に関する周知状況・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9%	-	(100%)	学校管理課
⑲就学援助制度に関する周知状況・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0%	-	(100%)	
⑳日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）	予約採用段階 61.6% 在学採用段階 100.0%	予約採用段階 59.8% 在学採用段階 100.0%		
㉑日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%		
㉒ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	80.6%	-	-	
㉓ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	91.3%	-	-	
㉔子供の貧困率	16.3%	-	10.6%	子育て支援課
㉕子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	-	-	



第4章

施策の展開

施策の体系に基づいた具体的な取組み

施策体系では、教育、生活（子ども）、生活（保護者）、就労、経済の 5 つの視点からの施策の方向性を示しました。この章では、各施策に紐づけられる具体的な取組みを示します。一覧表に記載の事業の多くは既に実施されているもので、今後、既存の事業の拡充などに加えて新たな事業の展開も視野に入れながら、貧困対策の推進に取り組んでまいります。特に、居場所づくり、学習支援等の機能をもつ「(仮称)子ども食堂」については、他市の動向を注視しながら、事業実施を行う団体等に対し、市としての支援策を検討し、実施してまいります。

1. 子どもの「生きる力」の育成支援（教育の支援）

(1) 学力保障の推進に向けた取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
学校パワーアップ推進事業	放課後学習。	継続	指導課
学習支援員派遣事業	児童・生徒に対する学習支援や通訳。	継続	指導課
少人数学級整備事業	小学校全学年で 35 人学級を実施。	継続	指導課
少人数指導	国語・算数(数学)・英語で少人数指導を実施。	継続	指導課
教職員研修	教職員の資質向上のため研修を実施。	継続	指導課

(2) 教育費負担の軽減に向けた取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
交野市奨学金制度	高等学校相当以上の生徒学生に対する奨学金の貸付。ただし、利用実績が低いため、利用促進に向けた周知に努める。	充実	学校管理課
就学援助事業	学校教育上掛かる経費の一部を補助(学用品費等)。今後支給時期を早めるなど、利用促進に向けた検討を進める。	充実	学校管理課
おりひめ教育ローン	提携金融機関の「教育ローン」について、市としても借入金の利子の一部を補てんする事業の利用促進を進める。	充実	学校管理課

(3) 学校を「核」とした支援に導く仕組み及び体制づくり

事業名	事業内容	形態	担当課名
学校を「核(土台)」とした支援の仕組みづくり (学校プラットフォーム化)	全数把握可能な学校にキャッチできる、そして情報を担保し、様々な資源を活用した中で、情報共有できる仕組み作りに向けた検討を進める。	新規	関係各課
スクールソーシャルワーカー等活用事業	児童・生徒を取り巻く環境改善にあたるスクールカウンセラーやピアカウンセラーなどの専門家を学校に派遣。	継続	指導課
子ども未来サポート事業	放課後の居場所づくりに学校図書館を活用して、学習補助、読書、調べ学習等の支援を行う活動員を派遣。	新規	指導課
情(こころ)の教育実践支援事業	臨床心理士が発達相談(検査)やカウンセリングを実施。	継続	指導課
アウトリーチ型家庭教育支援事業	長期欠席・不登校への対応、改善に向けて訪問支援や親学習を行う。	継続	指導課
家庭教育学級	保護者同士が子育てについて悩みを話し合ったり、生徒が家庭教育について学んだりできるよう、学校と連携による仕組みづくりを進める。	継続	社会教育課
調理員による交流給食	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食を一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てる。「孤食解消の取組」	継続	給食センター

(4) 学びの連続性に向けた幼保小中の連携

事業名	事業内容	形態	担当課名
幼保小中の交流・連携の促進	保育活動と学校教育の相互連携の深化と幼保小中の交流の促進を図る。	継続	指導課 こども園課

2. 子どもの孤立解消に向けた支援(生活の支援(子))

(1) 子どもを孤立させないための取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
「(仮称)子ども食堂」の実施等に向けた支援の検討	居場所づくり、学習支援などの機能をもつ「(仮称)子ども食堂」について、団体等が実施する上で市としての支援策を検討。	新規	子育て支援課

子ども未来サポート事業 (再掲)	放課後の居場所づくりに学校図書館を活用して、学習補助、読書、調べ学習等の支援を行う活動員を派遣。	新規	指導課
教育コミュニティづくり	地域学校協働活動を充実し、各校区の子どもを育てる会を中心として学習補助等の取組みを推進。	継続	指導課 社会教育課
放課後子ども総合プラン	放課後子ども教室と放課後児童会との連携を推進。	継続	青少年育成課
放課後子ども教室 (フリースペース)	市内 10 小学校を対象に安全ボランティアを配置し、安全で安心な放課後の児童の居場所の確保。今後、拡大に向けた検討も進める。	充実	青少年育成課
調理員による交流給食 (再掲)	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食と一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てる。	継続	給食センター
栄養士による児童集会、食に関する授業	朝ごはん・夏の食生活・給食の歴史・食事マナー・行事食・交互食べ・食べ残し・孤食解消の取組みなど、テーマに沿った食に関する授業の展開。	新規	給食センター
子どもの生活支援	三期休暇を利用し、料理教室をしながら食の大切さや、子ども達が、自炊できるように指導。朝食等も対象に検討を進める。	新規	給食センター
小地域ネットワーク活動推進事業	住民が主体となり、地域の実情に合わせて登下校時の見守りや世代間交流、居場所づくり、学習支援等の活動を展開。	継続	福祉総務課※1

※1 活動等については、社会福祉協議会にて実施

(2) 相談体制の確立

事業名	事業内容	形態	担当課名
交野市進路選択相談支援事業	高等学校以上の学校に進学する意識を持ちながらも、経済的に困難さを持つ生徒学生に対し、専門の相談員が進路相談や各種奨学金制度の相談支援を行う。	継続	学校管理課
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	地域全体で子どもを守るための連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する取組み。	継続	子育て支援課

3. 保護者が安心して生活するための支援（生活の支援（保護者））

（1）相談体制の確立

事業名	事業内容	形態	担当課名
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域で相互援助する仕組みづくり。なお、平成29年度よりひとり親家庭の利用料について、減免制度を創設。	充実	子育て支援課
子育てサークル、ネットワーク事業	地域の子育て支援活動の支援。	継続	子育て支援課
利用者支援事業 （子ども子育て総合相談窓口）	子育て家庭にとって身近な場所で妊娠期から子育て関連の相談に応じ、個別ニーズを把握し、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援。日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とのネットワーク構築や社会資源の開発。	新規	健康増進課 （H28より） 子育て支援課 （H29より）
地域子育て支援拠点事業	子育て親子交流・相談・情報提供、助言等。	充実	子育て支援課
養育支援訪問事業	養育支援を必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等。	継続	子育て支援課
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （再掲）	地域全体で子どもを守るための連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する取組み。	継続	子育て支援課
発達障がい児等巡回相談事業	巡回相談・保育相談（幼・保）・フォローアップ事業（小）を通じて、発達に課題のある児童を対象に、相談・検査・助言等を実施。	継続	子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立に向けての相談。	継続	子育て支援課
コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	制度の狭間にある福祉課題の相談対応を行う。	継続	福祉総務課※2
生計援助資金貸付	低所得者の一時的生計困難者世帯に対し、当該世帯の生活の安定を図ることを目的に、貸付を行う。	継続	福祉総務課

※2 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。

(2) 妊娠期から出産・子育て期の間の切れ目ない支援

事業名	事業内容	形態	担当課名
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	0～4か月未満の乳児のいるすべての家庭を対象に助産師、保健師、民生委員児童委員、主任児童委員が訪問し、育児相談や、地域の情報提供を実施。	継続	健康増進課
利用者支援事業 (子ども子育て総合相談窓口) (再掲)	子育て家庭にとって身近な場所で妊娠期から子育て関連の相談に応じ、個別ニーズを把握し、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援。日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とのネットワーク構築や社会資源の開発。	新規	健康増進課 (H28より) 子育て支援課 (H29より)
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	子育て親子交流・相談・情報提供、助言等。	充実	子育て支援課
一時預かり事業	一時的な子どもの預かり(リフレッシュ)。	継続	子育て支援課 こども園課

4. 就労に向けた包括的な支援(就労の支援)

(1) 子の視点に立った就労支援

事業名	事業内容	形態	担当課名
就労支援相談事業	働く意欲がありながら就職が困難な人に対し、雇用・就労につながるよう支援を行う。	継続	人権と暮らしの相談課
若年者のための就労相談事業	北河内地域若者サポートステーションと連携して、就職に困難を抱える若者及びその保護者を対象とした個別相談。	新規	人権と暮らしの相談課
就労支援セミナー事業	働きたい若者及びその保護者を対象にセミナーを実施し就労につながるよう支援を行う。	継続	人権と暮らしの相談課
高等学校卒業程度認定試験受験支援事業	合格すると高校卒業と同程度以上の学力があると認定される試験の受験料補助を行う。	継続	人権と暮らしの相談課
就労準備支援事業	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	継続	福祉総務課※3
就労支援事業	就労に阻害要因のない生活保護受給者に対して、就労支援を行う。	継続	生活福祉課

※3 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。

(2) 保護者の視点に立った就労支援

事業名	事業内容	形態	担当課名
病児保育事業	病気等で集団保育等が困難な児童を家庭で養育できない場合の保育・看護。	継続	子育て支援課
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親が安定した職に就けるよう、就職に必要な教育を受ける費用の一部、または資格取得に必要な養成訓練の受講期間についての給付金を支給。	継続	子育て支援課
就労支援相談事業 (再掲)	働く意欲がありながら就職が困難な人に対し、雇用・就労につながるよう支援を行う。	継続	人権と暮らしの相談課
若年者のための就労相談事業 (再掲)	北河内地域若者サポートステーションと連携して、就職に困難を抱える若者及びその保護者を対象とした個別相談。	新規	人権と暮らしの相談課
就労支援セミナー事業 (再掲)	働きたい若者及びその保護者を対象にセミナーを実施し就労につながるよう支援を行う。	継続	人権と暮らしの相談課
高等学校卒業程度認定試験受験支援事業 (再掲)	合格すると高校卒業と同程度以上の学力があると認定される試験の受験料補助を行う。	継続	人権と暮らしの相談課
就労準備支援事業 (再掲)	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	継続	福祉総務課※ ³

※³ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。

5. 公的な経済支援へのつなぎに向けた取組み (経済的支援)

(1) 公的な経済支援への確実なつなぎを目指した取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
経済支援施策の事業 PR	経済支援施策をカテゴリーごとに整理し、一覧表を作成。ホームページ上での公開はもちろんのこと、各課で情報共有に努め、制度への確実なつなぎを目指す。	新規	関係各課
生活困窮者自立支援事業	経済的な困りごとを抱える世帯への相談支援。	継続	福祉総務課※ ⁴

※⁴ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。

(2) 保護者負担の軽減に向けた取組み

事業名	事業内容	形態	担当課名
助産施設及び母子生活支援施設入所者負担金	寡婦控除のみなし適用。	新規	子育て支援課
子育て短期支援事業	寡婦控除のみなし適用。 事業実施施設で一定期間子どもの養育・保護を行う。	新規	子育て支援課
保育所、幼稚園、認定こども園（施設型給付）保育料	寡婦控除のみなし適用。	新規	こども園課
私立幼稚園就園奨励補助事業	寡婦控除のみなし適用。	新規	こども園課
放課後児童会	寡婦控除のみなし適用（生活保護法による被保護世帯、学校教育法による就学援助費の受給世帯を対象に会費を減免する。）。	継続	青少年育成課

※寡婦控除のみなし適用とは

未婚で20歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されるものとみなして、利用料の減額などを行う制度

1 対象となる人

みなし適用の対象となるのは、現況日（所得を計算する対象となる年の12月31日）及び申請時点において、次の(1)～(2)を満たす人（父にあっては(3)も含む。）です。

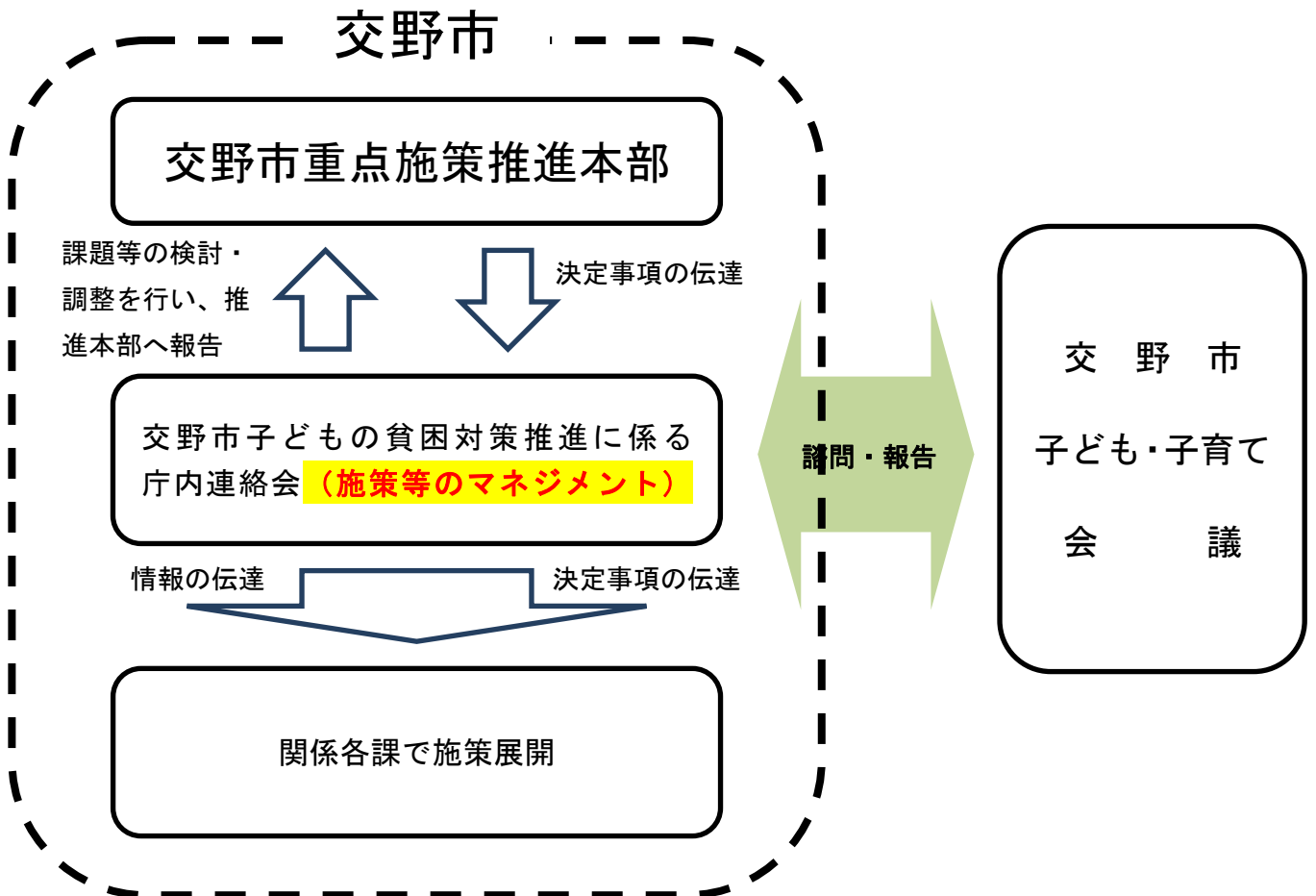
- (1) 婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない母または父であり、生計を同じくする20歳未満の子がいる人。
- (2) (1)の子は、総所得金額等38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人。
- (3) 父の場合は、合計所得金額が500万円以下の人。



第5章

推進体制

子どもの貧困対策推進体制



交野市子どもの貧困対策推進に係る庁内連絡会

- ☆国や大阪府などから情報を収集し、共有に努める。
- ☆貧困対策に関する施策推進のための部局横断的な調整を行う。

構成メンバー

政策企画課、人権と暮らしの相談課、こども園課、健康増進課、福祉総務課
生活福祉課、学校管理課、指導課、給食センター、青少年育成課、社会教育課

事務局：子育て支援課